

## 処 分 基 準 整 理 票

処分名	温泉保養交流施設（比良とびあ）の使用許可の取消し等	
根拠法令名	大津市温泉保養交流施設条例 （平成17年条例第96号）	（条項）第5条第3項
基準法令名	大津市温泉保養交流施設条例 （平成17年条例第96号）  大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則 （平成17年規則第127号）	（条項）第5条第2項 第5条第3項  （条項）第5条
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ	
【処分基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・掲載図書等【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>温泉保養交流施設（比良とびあ）の屋根付多目的広場及び調理等実習室の使用の許可の取消し又は停止は、大津市温泉保養交流施設条例第5条第2項及び第3項に該当することを基準とし、同条第2項第6号に規定する「その他管理上支障があると認められるとき」とは、大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則第5条各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがあると認められるときとする。</p>	

【根拠法令】

大津市温泉保養交流施設条例

(屋根付多目的広場及び調理等実習室の使用の許可)

第5条 略

3 指定管理者は、屋根付多目的広場又は調理等実習室の使用の許可を受けた者（以下「屋根付多目的広場等の使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

【基準法令】

大津市温泉保養交流施設条例

(屋根付多目的広場及び調理等実習室の使用の許可)

第5条 略

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋根付多目的広場又は調理等実習室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 屋根付多目的広場又は調理等実習室の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき。

大津市温泉保養交流施設の管理運営に関する規則

(入場者の遵守事項)

第5条 温泉保養交流施設に入場した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 温泉保養交流施設の施設又は設備を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 他の入場者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において飲食しないこと。
- (4) 温泉保養交流施設の施設及びその敷地内において喫煙しないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。